二葉くすのき保育園 重要事項説明書

社会福祉法人二葉保育園

二葉くすのき保育園

電話 042-487-8309

FAX 042-487-8326

二葉くすのき保育園 重要事項説明書

1. 法人の概要

【法人名】社会福祉法人 二葉保育園

【所在地】新宿区南元町4番地

【連絡先】TEL 03-3341-1205

FAX 03-5368-1969

【法人種別】社会福祉法人

【代表者】理事長 井上 従子

【法人内事業所】 乳児院一二葉乳児院(新宿区)

保育所一二葉南元保育園(新宿区)

二葉くすのき保育園(調布市)

養護施設-二葉学園(調布市)

二葉むさしが丘(小平市)

自立援助ホームートリノス(日野市)

2. 事業所の概要

【事業所名】二葉くすのき保育園

【所在地】調布市国領町 3-8-15 都営くすのきアパート1号棟

【連絡先】TEL 042-487-8309

FAX 042-487-8326

【開所時間】7:00~19:00 (内 18:01~19:00 は延長保育時間)

【保育利用時間】保育時間は、支給認定区分によって異なります。注)

- 保育標準時間認定の場合-7:00~18:00の範囲内
- 保育短時間認定の場合は1日8時間―8:30~16:30の範囲内

注)*保育時間は、保護者及び保護者代理の方の<u>就労時間+勤務時間</u>の範囲内 *園でのリズムを考え、できるだけ9時半までに登園して下さい。

【休園日】日曜·祝祭日·年末年始(12/29~1/3)

【その他】*「入園のしおり」P.4 毎日の保育をご覧ください。

*健康面等に関しましては、「ほけんのしおり」をご覧ください。

3. 入所および退所・保育料

【入所】本園は、市町村から保育の実施について委託を受けた時には、これに応じるものとする。 【退所】園児が次のいずれかに該当する場合保育の提供を終了する。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
- (3) 調布市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

【保育料】本園の利用にあたっての利用者負担は、次のとおりとする。

(1) 保育料

保護者は、その保護者が居住する市町村の定める保育料を当該市町村に支払うものとする。なお、延長保育については調布市の定める利用料金に基づき、保護者は、各月の利用時間

分の延長保育料を翌月に本園に支払うものとする。

(2) 給食費

3~5歳児の保護者は、調布市の定める給食費(一人当たり月額 4,500 円)を毎月、本園に支払うものとする。

但し、調布市の定める給食費免除の対象となる場合は無償とし、免除対象・手続き等については別途細則に定めるところによるものとする。

4. 事業の目的・運営方針

【事業の目的】本園は児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。 【運営方針】(1)本園は、良質な保育の提供に当たっては、本園を利用する子ども(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

- (2)本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3)本園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めるものとする。
- (4)本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し運営を行う。

5. 保育方針

【基本方針】(1)キリストの精神に基づき、大人が一人ひとりの子どもに充分に寄り添い、個人を大切にする。

- (2)家庭的雰囲気を大切にし、心も体もあせらずゆっくり育てることにより、子どもの人格及び能力が全面発達するようにする。
- (3)わらべうた保育を通じて快い日本語の語感を通じ、相手の声を耳にしながら楽しむこと、共感しあうことの経験を大切にする。
- (4) 職員は保育の専門家として自覚を持ち、保育の質を高めるために常に学び続けていく。
- (5)統合保育(障がい児保育)も一人ひとりを大切にし、専門家(言語聴覚士・臨床心理士)のアドバイスを受けながら行っていく。
- (6)地域に根ざした保育園としてその経験と知識を活かし、地域の中で必要とされる子育て支援を実施していく。

6. 【職員の職種、員数及び職務内容】

1417 (1717) (1717				
職種	職務内容			
園長	園長は園の業務を統括し、会計事務,及び個人番号取扱い責任者としての事項に従事する			
主任保育士	主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する	1名		
保育士	保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	20名		
看護師	看護師は、子どもの健康状態を観察し健康管理等の業務を行う			
管理栄養士・栄養士	管理栄養士は、子どもの栄養管理を行うとともに、給食業務に従事する			
調理員	調理員は、給食業務に従事する			
事務員	事務員は出納職員として、園の会計の実務を執り行う	1名		
用務員	用務員は園内の環境整備等を行う	1名		

- 注)ただし、職員の員数については最低基準条例で定める配置基準以上とする。 なお、員数は園児の数により変動することがある。
- (2)表に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことが出来る。
- 7. 提供する保育の内容 (1)本園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、 本園が定める全体的な計画に沿って保育を提供します。
- 8. 実費徴収内容 *下記の内容は独自徴収とさせていただきます。

	. 20 - , 0 = , 0 32	
用途	金額	備 考
パンツ	1枚300円	使用枚数が足りない場合、衛生面を考慮して新品の買い取
		りとしています。
紙パンツ	1枚 30円	使用枚数が足りない場合、衛生面を考慮して新品の買い取
		りとしています。
給食試食代	1回300円	参観時等、大人の実食分をいただきます。
給食費	月額 4,500 円	令和1年10月1日より実施。
3・4・5 歳児		該当月の1日に在籍していれば、その月の休園日数等に
		関わらず、全額支払いとします。日割り計算は行いません。
		ゆうちょ銀行からの自動振替となります。
延長保育料	月極 3,500 円	月極・スポット共にゆうちょ銀行からの自動振替です。
(1)18:01	スポット1回	ご利用には登録が必要となります。
~19:00	700円	
延長保育料	30分毎300円	認定区分が保育短時間のご家庭が基本保育時間を超えた
(2)保育短時間		場合、発生します。
7:00~8:30		
16:30		
~18:00		
延長超過料	15分毎	原則、19時以降の保育は行っておりません。
*19:00~	1,000円	電車遅延等、やむを得ない場合の利用です。
入園証パス	1枚100円	園より1家庭2枚までは配布します。
		2枚目以降、及び、紛失時等は別途買い取りとします。

9. 非常時災害対策

- (1) 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施します。
- (2) 震度5以上の自身、その他の大災害発生時及び大規模地震の警戒宣言が発令された場合、保育園は休園となります。(台風発生時も状況によって休園となる場合があります)
- (3) 171 災害伝言ダイヤルへの登録・調布市子どもメールの配信、または玄関に移動先を掲示して状況をお知らせします。
- (4) 避難場所は以下の通り

待機場所 : 二葉くすのき保育園

第一次避難場所:第一児童遊園(玄関前)

第二次避難場所:調布市立国領小学校または第六中学校

広域避難場所 : 多摩川河川敷(水害時以外)

*水害時は状況に応じた避難となります。

10. 緊急時における対応方法

(1) 本園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、調布市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 本園は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。本園は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	公益社団法人 全国私立保育園連盟	
保険内容	ほいくのほけん	
	園賠償責任/園児団体傷害/O-157 等特定感染症補償	

11. 個人情報の取り扱い

園児及びその家庭の記録や情報の適切な管理に努めます。

【個人情報の第三者提供について】

- (1)保育園における保育にあたり、児童等の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るために、地方公共団体機関、その他必要な措置を講じるため、医療機関等に対して情報を提供する場合があります。
- (2)保育園における保育の終了に際して、小学校・学童等での生活が円滑に送れるようにする目的で(保育要録の提出、及び、口頭で申し送る)情報提供することがあります。

【写真の掲示及び掲載について】

- (1)ホームページやおたよりに使用する行事や子どもたちの活動の様子の写真等については、 本人を特定できない解像度で掲載するか、または保護者の同意をとる事とします。
- (2)写真やビデオ等の映像記録を保育に役立てる記録ととらえ、必要に応じて撮影を行います。
- (3)コドモンシステムで子どもたちの様子を画像添付で一斉配信することがあります。 YouTube での限定配信を行います。(5歳児対象クリスマス会)

12. 苦情申請窓口の設置

社会福祉法第82条の規定により、二葉くすのき保育園では第三者委員会を設けています。

【目的】保護者等から保育園に関するご意見やご要望を、保育園内部だけではなく客観的な立場としての第三者委員の方々からもご助言をいただきながら対応して、保育内容を継続的に点検・見直しをしていこうというものです。保育園の子どもたちのよりよい成長のために、保護者と保育園が対等の立場で協力・協調していくことを目的としています。

【体制】解決責任者:園長 森本 裕美

受付担当者:主任 中村 由紀

第三者委員: 齋藤 乾吾 【連絡先】杉並区宮前 5-16-17

03-3335-4616

中島 太味子【連絡先】調布市佐須町 3-24-30

042-480-8816

【受付方法】ご意見、ご要望は、直接・口頭・文書などにより受付担当者が随時受付しています。 文書で申し出る場合は、幼児玄関前に「ご意見箱」がありますのでご利用ください。

【問題解決までの手順】

- ①受付担当者が内容の確認と記録
- ②受付担当者が解決責任者・第三者委員へ内容の報告
- ③第三者委員による内容確認・調査・申し出人及び解決責任者への助言及び話し合い
- 4 解決責任者による解決案の提示と申し出人との話し合い及び解決結果の確認
- ⑤個人情報に関する物を除き、申し出内容・解決結果等の公表

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する 令和1年6月27日改訂(理事長名) 令和1年10月1日改訂(利用者負担) 令和2年2月1日改訂(利用者負担・非常時災害対策) 令和4年4月1日改訂(個人情報の取り扱い) 令和6年2月1日改訂(第三者委員連絡先)